

○「交通指導取締り時の応接五則」の制定

について (昭和63年2月1日
岩交通収第13号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

みだしのことについて、この度警察庁交通局長から警察官の市民応接の基本を示すものとして、別添のとおり通達されたので交通指導取締りに従事する警察官一人一人が原点にたちかえつて実践するよう部下職員に周知徹底を図るとともに、継続して指導教養を行いその実効を期されたい。

別添

交通指導取締り時の応接五則

一 安全を願う心で応接を

交通指導取締りによつて、車社会の安全と円滑を守るとともに、違反者自身の安全も願つているという心で応接しよう。

一 簡潔、適切な説明を

説教といわれるようなくどい説明は避け、違反事実、違反と認定した理由、取締りをする理由、反則手続き等を必要に応じて簡潔、適切に説明しよう。

一 相手の立場を考えて迅速、適正な処理を

簡単な切符処理であつても、急いでいる違反者等にとつては非常に長く感じられるものである。相手の立場や周囲の交通状況にも十分配慮しながら、迅速かつ適正な処理に努めよう。

一 冷静な態度と明瞭な言葉で応接を

不用意な言葉づかいや居丈高な態度はトラブルの元である。常に冷静な態度と明瞭な言葉で応接をしよう。

一 応接の最初と最後に敬礼を

応接は礼に始まつて礼に終わる。端正な服装に努めるとともに、制服のときは確實・丁寧に敬礼しよう。